

# 赤い羽根共同募金

## 「平成 27 年度福祉のまちづくり支援事業」

### 助成事業募集のご案内

岩手県共同募金会では、住民参加による福祉コミュニティづくりの推進を目的に、地域で身近な福祉課題に取り組んでいる団体、また住民に向けた福祉サービスを行う団体が実施する「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」事業を支援するため、次のとおり助成事業を募集します。

#### 事業実施期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日

#### 助成対象団体

地域の福祉向上を目的に活動する県内のボランティア・NPO 団体、町内会・自治会等の任意の住民グループ

- ※1 営利を目的としていない団体、特定の個人、企業、政党、宗教団体等から独立して運営・活動している団体を対象とします。
- ※2 今年度、岩手県共同募金会が実施又は推薦する他の助成事業に決定又は内定した団体は対象としません。

#### 助成額

1 万円から 20 万円まで（千円単位で助成）

#### 対象経費

- 住民を対象として行う地域での福祉活動に直接使用する機器・用具（以下「機器等」）の購入経費
- 地域で福祉活動を行う団体の活動拠点立ち上げに必要な機器等の購入経費

#### <助成対象とならない機器等>

- ・本会が実施する施設整備費の助成対象となる機器等
- ・公立施設、管理運営受託施設、指定管理施設、及び公的資金（委託金、補助金等）が主たる財源となっている事業に必要な機器等
- ・会員、構成員同士の親睦のみを目的とした活動に必要な機器等
- ・除雪機 ※ 除雪機については、「安全・安心の地域づくり助成事業」での助成対象経費となります。
- ・テレビ、机、イス等備品、印刷消耗品、ユニフォーム（福祉活動に特に必要と判断される場合を除く）
- ・その他、事業とは直接関係しない機器等

## 応募方法

次の書類を、申請団体所在地の市町村社会福祉協議会に提出してください。

- (1) 「福祉のまちづくり支援事業」助成申請書（様式1）
- (2) 定款、会則、規約（またはそれに準じるもの）
- (3) 平成25年度事業報告書・収支決算書
- (4) 平成26年度事業計画書・収支予算書
- (5) 見積書の写し及び製品カタログ等のコピー

購入を希望する製品について2店以上から同機種の見積りを徴し、その写しを提出してください。なお、2店以上から見積りを徴することが難しいときはその旨を申請書の欄外に記入してください。

- (6) 会報、広報紙など団体の活動がわかる資料（ない場合は提出は不要）

※ 助成申請書は岩手県共同募金会及び市町村社会福祉協議会で配付するほか、岩手県共同募金会ホームページの「お知らせ」からダウンロードすることができます。

<ホームページアドレス> <http://www.akaihane-iwate.or.jp>

## 申請期間

平成26年10月15日（水）～平成26年11月28日（金）

## 助成決定時期及び助成金の交付

- 助成決定時期：平成27年3月下旬
- 結果の通知：平成27年4月上旬
- 助成金の交付：助成決定後、助成決定団体からの交付申請により前金払いします。  
また、助成事業終了後、完了報告書を提出していただきます。

## 問い合わせ先

申請団体所在地の市町村社会福祉協議会 または岩手県共同募金会

【岩手県共同募金会 担当：中村】

電話 019 - 637 - 8889

## 《対象となる福祉活動の例》

次のような福祉活動に直接使用する、機器・用具の購入経費を助成します。

### 幼児・児童・青少年を対象とした活動の例

- ・子育て支援事業
- ・児童健全育成事業
- ・若者自立支援事業
- ・上記活動等に係るボランティアの養成

### 高齢者を対象とした活動の例

- ・介護予防・健康相談、ふれあいサロン
- ・高齢者の生きがいづくり
- ・高齢者を支える活動(見守り、配食、生活支援など)
- ・上記活動等に係るボランティアの養成

### 障がい児者を対象とした活動の例

- ・当事者の活動(趣味活動、地域との交流活動など)
- ・学習会、啓発活動、相談事業
- ・障がい児者を支える活動(音訳・点訳、見守り、配食、生活支援など)
- ・上記活動等に係るボランティアの養成

### その他住民全般を対象とした活動等

- ・地域の福祉課題に取り組む活動
- ・福祉講座・ボランティアの養成等
- ・心の悩みの傾聴相談
- ・住民が自ら行う社会貢献活動